

平成21年第6回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年3月27日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 加藤 一夫
同 委員 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 練馬区教育委員会委員長および練馬区教育委員会委員長職務代理者の選出について

2 議案

- (1) 議案第24号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (2) 議案第25号 「練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
- (3) 議案第26号 「練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
- (4) 議案第27号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
- (5) 議案第28号 「練馬区立教職員健康管理規則の一部を改正する規則」の制定について
- (6) 議案第29号 練馬区立軽井沢少年自然の家の臨時休館について
- (7) 議案第30号 練馬区立下田少年自然の家の臨時休館について
- (8) 議案第31号 練馬区立武石少年自然の家の臨時休館について
- (9) 議案第32号 練馬区立岩井少年自然の家の臨時休館について

3 陳 情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

4 協 議

- (1) 命を大切にす教育の推進について〔継続協議〕
- (2) 練馬区立中学校選択制度の改善について(案)〔継続協議〕

5 報 告

(1) 教育長報告

平成21年度予算特別委員会における質問項目について

職の分化による学校組織の再編について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 11時55分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 部 仁
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司
同 学務課長	白 井 弘
同 施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	大 滝 雅 弘
生涯学習部生涯学習課長	高 橋 誠 司
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 3名

委員長

只今から、平成21年第6回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方が2名お見えになっているので、あらかじめお知らせしておく。

はじめに、本日の会議の進行についてお諮りをする。

本日の議題の1番、「練馬区教育委員会委員長および委員長職務代理者の選出」については、現委員長と委員長職務代理者の任期が本年3月29日までとなっていることに伴って、新たな委員長と委員長職務代理者を選出するものである。

この議題は、会議の最後に行いたいと考えている。そのような進行でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それではご了解が得られたので、議題の1番は会議の最後に行うことにさせていただきます。

それでは、ここからは案件にそって進めていく。

本日の案件は、議題の1番を除いて、議案が9件、陳情が1件、協議が2件、教育長報告が3件である。

議案第24号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について

議案第25号 「練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

議案第26号 「練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

議案第27号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

はじめに、議案第24号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第25号 「練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第26号 「練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第27号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定についてである。

内容を一括して説明できる案件であるので、この4つをまとめて説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)特別区人事委員会勧告等に基づき、幼稚園教育職員の勤務時間について、現行、1日あたり8時間となっているものを7時間45分に改正することに伴い、所要の改正を行うことを説明。

委員長

それでは、この4つの議案についてご質問、ご意見があればお願いします。特別区人事委員会勧告に基づくものである。特にないか。

それではまとめたい。議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第24号から議案第27号までは「承認」とする。

議案第28号 「練馬区教職員健康管理規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

つづいて、議案第28号 「練馬区教職員健康管理規則の一部を改正する規則」の制定についてである。

この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）労働安全衛生法が改正され、長時間労働者への医師による面接指導の実施が義務付けられたことに伴い、所要の改正を行うことを説明。

委員長

では、議案第28号についてご質問、ご意見があればお願いします。

佐藤委員

職員の健康管理については十分気をつけていらっしゃると思う。昨今、健康診断書を提出することについてはいろいろと議論がある。新しく職員を採用する場合には、健康診断書を提出させているのか。

庶務課長

新規採用の場合は、現在、健康診断書を提出させることにはなっていない。

佐藤委員

プライバシーの問題で出さないところもあり、非常に困っているケースがある。一つには、現在結核がはびこりつつあるということで、集団の中で生活する上においては、その点はきちんと対応しなければならないのであるが、健康診断書を出すことについてはいろいろな抵抗がある。職員全体の健康管理の問題を考える場合には、きちんと対応していく必要がある。

教育指導課長

学校の教職員の場合、児童・生徒の前に立つわけであって、結核を移してしまうことが最も懸念される。したがって法令で定められており、年1回検査を受け、それを所属長に報告することが義務づけられている。

委員長

よろしいか。

佐藤委員

わかった。

青木委員

教職員の長時間労働に該当する方がいらした場合は、校長先生が把握して報告を上げ、医療機関で面接するという流れになるのか。また、長時間労働にならざるを得ない状況をつくってしまったという点については、学校として職場環境の改善策を出さなければいけないといった決まりはあるのか。

庶務課長

労働安全衛生法上、日々の職員の状況は学校長が管理している。そういった状況の職員が見つかった場合には、校長にお越しいただいて職員と面接をし、その結果適切な処置をとることになっている。

次に2点目のご質問についてである。現在は安全衛生委員会がない。安全衛生委員会を設けている場合には、安全衛生委員会から改善指導があり、その次に改善命令があって、そういった形で指導していくことになる。現在は、校長がそういった状況を把握した場合には、職責上当然、適切に対処するものと考えている。

青木委員

何か対処しなければならないという決まりはないのか。

庶務課長

具体的な対応策は個々の状況において考えていかなければならないので、一般的にこういう場合にはこうするといった決まりはない。私どもの通常の組織で言えば、特定の人の超過勤務が月に100時間を超えたり、90時間を超えたりといった状況が続く場合に、それが一時的なものなのか、恒常的なものなのかということ判断して、それに従った対応をとるのが基本である。そういう意味で、こういう場合には必ずこのように対処しなければならないという決まりはない。

委員長

ほかにあるか。労働安全衛生法が改正されて、長時間労働者への医師による面接指導実施が義務づけられたという内容である。まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第28号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第28号は「承認」とする。

議案第29号 練馬区立軽井沢少年自然の家の臨時休館について

議案第30号 練馬区立下田少年自然の家の臨時休館について

議案第31号 練馬区立武石少年自然の家の臨時休館について

議案第32号 練馬区立岩井少年自然の家の臨時休館について

委員長

では次に進む。議案第29号 練馬区立軽井沢少年自然の家の臨時休館について。議案第30号 練馬区立下田少年自然の家の臨時休館について。議案第31号 練馬区立武石少年自然の家の臨時休館について。議案第32号 練馬区立岩井少年自然の家の臨時休館について。

内容が一括して説明できるものであるので、まとめた。

では、説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）下田および岩井少年自然の家においては委託業者から、軽井沢および武石少年自然の家においては指定管理者から、それぞれ各種法定点検等を行うため臨時休館日を設けたい旨の申請があり、申請理由が妥当であるため、臨時休館することを説明。

委員長

では、この4つの議案について、ご質問、ご意見があればお願いします。

佐藤委員

こういった施設の衛生面の点検は非常に重要である。いずれも布団乾燥という項目が出ていて、寝具類は長い期間使っていると汚れてくるものであるが、例えば布団を丸洗いするといったことは行っているのか。

生涯学習課長

基本的に布団はレンタルであって、一定程度利用した後は、レンタル会社において更新しているものと考えている。

佐藤委員

そうすると、全てレンタルしていて、ある程度汚れてくれば入れかえているという理解でよいか。

生涯学習課長

それで結構である。

佐藤委員

もう一点は害虫駆除についてである。ノミ、シラミ、ダニ、南京虫等が考えられるが、実際に各施設からそういった害虫が出ている現状はあるのか。

生涯学習課長

細かい話は伺ってはいないが、日常生活で我々が見るような、例えばゴキブリなどは出ているのではないかと考えている。

佐藤委員

特にシラミが最近増えつつあるという状況がある。頭に寄生するシラミと衣類に寄生するシラミといて、特に女の子は頭にDDTという殺虫剤を振って落とした時代があった。また、下着の縫い目に白いシラミが列をつくっていて、それをひとつひとつつぶしたという体験もしている。最近増えてきているようであるから十分注意する必要があると考えている。そういう意味で、害虫駆除については十分に徹底していただきたい。

委員長

そういう心配があるということである。その辺については何かあるか。

生涯学習課長

害虫駆除の場合には薬剤を使うので、駆除した後に児童・生徒への影響がないように注意しながら薬剤を選んでいる。シラミ等が発生していれば報告が来るはずであるが、そういう報告は受けていないので、今のところ大丈夫であろうと考えている。そういうことがあれば、保健給食課と相談しながら対応したい。

委員長

他にあるか。委託業者、指定管理者からそれぞれ申請があって議案が提出されたものである。まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号は承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第29号から議案第32号までは「承認」とする。

陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続協議〕

委員長

次に陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。本日のところは動きがないようであるので継続としたい。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) 命を大切にする教育の推進について〔継続協議〕

委員長

次は協議案件である。協議(1) 命を大切にする教育の推進についてである。

この協議案件については、本日、4回目の協議を行いたい。

前回の協議では、練馬区いじめ一掃プロジェクトについて、公民館で行われた「いじめ防止実践事例発表会」のを中心にして協議を行った。

本年度も終わりに近くなったこともあるので、この協議案件については、本日をもって来年度以降に向けての一定のまとめを行って締めくくりとしたいと考えている。

協議に入る前に、本日、新たな資料が提出されているので、はじめに説明をお願いする。

教育指導課長

資料の説明(説明要旨)平成20年度の練馬区立小中学校におけるいじめ防止実践事例について説明。

委員長

これまでの会議では、携帯やメールの問題、いじめの問題、あるいは指導課から出された教師用パンフレットなどを用いて話し合った。親子関係や「生きる力」の問題、体力テストなど、いろいろな話が出てきた。今回、新たに資料が提出されたので、今までのことを踏まえながら協議したい。

まず、本日の資料に関連して質問等があれば伺いたい。何かあるか。

外松委員

資料の分類の仕方について伺います。実践内容が大きく10項目に分類されていて、どこに該当するかという形の資料になっている。それぞれの学校からはこの分類に沿って回答が来ているのか、それとも具体的な内容が提出されて、それを指導課で分類したのか。

教育指導課長

学校からの報告は自由に記述されている。教育指導課で詳しい経過についてはご報告できないので、この10項目に大きく分類して提出させていただいた。そういう経緯である。

外松委員

10項目に分類すると、もっと該当するものがあるのではないかと考えたので質問させていただいた。内容はよくわかるので結構である。

委員長

他にあるか。

教育長

公民館で行ったいじめ防止実践事例発表会において発表があったように、例えば開四小の子供たちはキッズフレンドという組織を自分たちで作って取り組んでいる。この資料10で、この部分はどこに分類されているのか。今、外松委員からご質問もあった。平成6年当時の文部省のチェックポイントを参考に指導課で手直しをしたということであるが、どうなのか。

教育指導課長

開四小の児童による活動、また光四中でも同様の活動があったが、このくくりであると児童生徒の活動に該当する。

教育長

そうすると、資料10の3の(2)中学校では生徒会活動が3番目に入っている。これは恐らく生徒が自分たちで取り組んでいるものであろう。小学校にはそれが入っていない。これは傾向であって、多かった取り組みの上位3項目を表記しているのであるが、この資料を見ると、小学校では子供たち自身の活動がなかったように読めてしまう。

教育指導課長

ご指摘のとおり、取り組んでいる比率が高いものから上位3項目を挙げたものである。4位以下、数%のものまでであるわけである。発達段階の違いから、中学校では生徒が主

体的に活動する取り組みが多く、第3位に入ったものである。小学校の場合は、児童会はもちろんであるが、先生方、あるいはそれを支援するカウンセラーや心のふれあい相談員といったさまざまな方の支援を得て取り組むケースが多くなっている。開四小の取り組みもそういうケースである。中心となる大人の方がいるということで、児童会活動単独では上位に入っていない。そういう表である。

委員長

非常に簡潔にまとめられた資料である。

教育長

授業や学校行事、標語づくり等の取り組みがある中で、校長以下教職員を含めて、どのような気持ちで、どのような体制で取り組んでいるのか、そういうことが知りたい。校長だけが積極的なのか、特定の学年だけなのか、あるいは学校でそういう芽があったときに全員で取り組む体制ができているのか、保護者にもお願いしている部分があるのか。標語やアンケートの実施は当然実施しなければならないことで、これをやっていないところは言語道断であるが、学校全体で取り組んでいるのかどうか分からない。

公民館で発表があった学校についても、そこで出てこないとなかなか分からない。学校での取り組みをもう少し具体的につかんで、改めて教育委員会に報告するように図っていただきたい。

教育指導課長

例えば小竹小学校では、昨年の不幸な事故を受け、ソーシャル・スキル等の研修会を行っている。あるいは大泉北中学校では、スクールカウンセラーや精神医療の担当者を講師として招いて研修会を実施した。また保護者、地域との連携という部分では、光が丘第四中学校において意図的な人間関係づくりというテーマでPTAの講演会を行って、生徒の人間関係の改善などをみんなで話し合った。そういった報告が来ているところである。こういった各校の取り組みについては、後日ご報告させていただく。

委員長

資料について話が出た。他にあるか。

青木委員

それぞれの学校でいろいろな工夫をしながら、いじめに対して頑張って活動していただいている。そういったことは学校間で情報交換しているのか。

教育長

それは指導課とも話をしていて、いいことはどんどん真似ていく。学校は、あの学校ではやっているのにこの学校ではやっていないということを非常に気にするものである。それではいけないだろうということで、私が先ほど申し上げたのもその辺なのである。当たり前のことは当たり前である。いじめというものはなくすのは非常に難しく、繰り返

返し起きてしまうものである。いじめを受けることによって成長していく部分もないわけではない。それが大きな事件に結びつかないところで抑えていくことが大切で、それが教育的指導の根幹である。情報交換については校長会等でも行っているが、人間社会であるから、どこでも同じことが起きうるわけである。そういう意識で取り組んでいければと思っている。

委員長

青木委員の発言も含めてどうか。

教育指導課長

ご指摘の点については、副校長会、生活指導主任会、あるいはスクールカウンセラーと心のふれあい相談員の研修会も年に複数回行っている。そういったところで、区内全校の取り組みを集約した結果を資料として提供して参考にしていただいているところであるが、ただいまご指摘も受けたので、さらにわかりやすい形で情報提供し、各学校で実態に応じて取り組んでいただくよう働きかけを強めていきたいと考える。

委員長

他にあるか。

佐藤委員

指導課でもかなり努力されているようで、各学校の取り組みを拝見しても非常に努力されていることがうかがえる。いじめというものはあらゆるところで起きてくる。親も先生方も目が届かないところで起きる。それを把握するのは非常に困難であるが、特に親の場合、子供たちの言動や行動を見ていればある程度は判断がつくであろう。したがって学校と親との連携が非常に大事である。わかった時点ですぐに対応していかないと、どんどんエスカレートしていく。

「生きる力」と謳われているが、この前もテレビを見ていてゾクッとしたことがある。子供たちの中には、死んでもまた生き返ってくると思っている子供もいるということである。テレビの影響であろうと思うが、そんなことはないとしっかりと教えていかなければならない。これは動物にも当てはまることであるから、そういう心を養っていくことが非常に大事である。

今回の資料の3枚目の18番に「いじめが起きた場合」とある。これは非常に大事なことである。家庭でも親御さんがしっかりと子供の言動を見て、何かおかしいなと思ったときには学校や地域と連携していくことが必要である。そして子供たちが、大人たちがみんな目を光らせて見ているということを認識すれば、少しずつ状況が改善されていくのではないかと。

教育長

昔は目に見えるところで起きていたものが、今は目に見えないところで情報交換しているのもので、どうしても防ぎようがない部分がある。それが今の時代の難しいところであ

る。事件が起きてから何があったのかわかってくる。そういうことで、来年度に子供と保護者を対象にメールやプロフ、ブログを使った情報交換がどうなっているかという講演会を実施するが、その必要性が出てくるのである。保護者でもわからないことは教師でもやはりわからないことが多い。教師は8時間、保護者は16時間見ているわけである。それでもわからないのである。

話していると携帯電話の問題になってしまうのであるが、携帯電話をなくすわけにはいかない。今は国民一人ひとりが持つような時代なのである。テレビについても全く見ないわけにはいかない。そういったことを前提に取り組んでいく難しさがある。佐藤委員がおっしゃったように、死んでもまた生き返るなどと思っている子供がいる。命の大切さを一生懸命教えても、学校だけではなかなか進まない。家庭と一緒に取り組んでいかなければならない大きな問題であろう。

佐藤委員

先生方は、授業を進めなければならない中で生活面まで目を通していかなければならないわけで、これは大変な労力であろう。親がしっかりと監督をして、何かあれば学校と連絡をとって、こういう言動があった、何かあるのではないかというように情報交換をすれば、学校としても対応が可能になってくるのではないか。みんなで子供たちの命を守っていくことが必要であろうと考えている。

少し話がそれるが、大学生の大麻保持について先日報道があった。あれだけたくさん事件が起きてもまた出てくるわけである。みんなで子供の安全を確保して成長する過程を見ていくことが、教育現場で一番大事なことではないかと認識している。

教育長

文部科学省でもいろいろと取り組んでいるが、我々は幼稚園も含め、公立の小学校、中学校であり、当然ながら子供たちを選ぶことができない。子供たちも学校を選ぶことができない。私立校のように同質の子供たちが集まっているわけではない。そういう中で学校教育を担っている公立学校の大切さを見なければならぬ。塾の先生は勉強だけ教えていけばいい。学校の先生は、佐藤委員がおっしゃったように、ご飯を食べるところから教えなければならぬ。少なくとも、例えば給食費や教材費の徴収などは先生本来の仕事ではない。先生に少しでも本来の仕事に専念してもらうことが我々の仕事ではないかと思っている。

公立学校は、まさに親の経済的な状況もさまざまであるし、育ってきた環境もさまざまである。その中で教育していくという楽しさがあると同時に苦しさもある。そういうことを報道機関ももっと取り上げるべきであると思っている。

外松委員

いじめの問題というのは日々起こることで、今お話があったとおりであると思う。そして、困ったときに相談できる場所がたくさんあるとよいわけである。学校の先生に相談する割合も少ないようであり、総合教育センターであるとか、児童相談員であるとか、あるいは自分が関わっている地域の人たち、例えばキャッチバレーをやっていけばその

コーチに相談するとか、自分が接しているいろいろな人に相談しているのであろう。そこで、総合教育センター等において、児童生徒がどういう人に相談しているかということについて目立った変化があれば、またつかんでいることがあれば教えていただきたい。

委員長

どうか。

総合教育センター所長

教育相談に来る相談件数も増えているが、いじめ等については、平成18年度、平成19年度で全体の10%程度がいじめに関する相談であった。ここ1、2年は特に増えているということはなく、落ち着いている状況である。ただ、今も一定の数はあるという状況である。

外松委員

事態が深刻になる前に防ぎたいわけである。文部科学省も提案しているが、本当に悩んだときにはこういうところにもこういう人にも相談ができるということを周知することが大事である。

委員長

ここまで数回にわたり、命を大切に教育をどのように進めるかということについて協議してきた。抽象的なことを話し合っても仕方がないので、いろいろと具体的な事例を通して各委員からご意見をいただいた。この辺りで少し整理したいので、この点だけはどうしても発言したい、あるいは命を大切に教育とはここが基本であるといったことを、お一人ずつ発言していただけるか。この命を大切に教育については協議を終えたからすべて終わりというものではなく、1つのプロセスの中で一区切りをつけたいということである。

佐藤委員

意味合いは少し異なるが、いじめた子供に対してどういった指導をしているのか非常に気になっている。高校や私立学校などでは停学や退学といったことがあるが、どうだろうか。

ある学校では、そういう問題を起こした子供に対して、口頭で注意する、あるいは反省文を書かせるということだけではなく、特定の本を読んで、その内容がどういうものか書いてくるように指導して効果を挙げているところもある。これは例であるが、そういうことを練馬でもやっているのだろうか。退学や停学にするのは簡単である。ただ、簡単に規則ではねつけるだけではなく、そういうことも考えながら指導していかなければならない。それも指導の一環ではないかと思うがいかがか。

委員長

どうか。

教育長

それは事務局ではなく、我々が考えなくていかなければならないことである。

委員長

発言の最初の部分で、そういうことが起きたときにどう指導しているかということがあった。その点はどうか。

教育指導課長

義務教育であるので、程度がひどい、あるいは集団を混乱に陥れ、正常な学業が成り立たないといった場合は、出席停止処分はありうる。ただ、それを適用した例は本区にも都内にもない。このようなことが起こった場合は、まず当事者同士から事情を確認し、その上で、それぞれの保護者を必ず呼ぶ。そして、保護者立ち会いのもとで事実がどうか、なぜやってはいけないのか、相手の気持ちはどうだったか、そういったことを子供たち同士で話し合いをさせ、今後はこうしていこう、お互いのためになることをしよう、そういう約束をさせて授業に戻す。そういう形が一般的である。現在のところその段階で起こった事象についてはすべて解決しているので、出席停止という措置に及ぶまでには至っていない現状である。

委員長

よいか。佐藤委員の発言の後半部分については、教育長から先ほどご発言があった。他に意見があればお聞かせ願いたい。

青木委員

命を大切にするということで、各小学校では大体、メダカなどの小さくて弱い生き物を、教室など子供たちの目に触れるところで飼っている。他者への思いやりをはぐくむために生き物を大事にすることも大切である。植物でも何でもよい。そういうものを大切にすることを通して6年間温かい心を持って大きくなれば、きちんと心遣いができる子供が育つのではないかと思う。中学校に入っても、例えば学校の花壇を守衛さんや保護者の方、地域の方が世話してくださっているところもある。そういうところで、生徒自身もそういうものを大切に、また世話してくださる方に対する感謝の気持ちを育てていく。そして人間として基本的な部分で優しい心が育てば、だれかを傷つけたり、傷つけられたりしても、それを改善していく力が身につくのではないだろうか。

委員長

そういう体験を通して教育することもひとつの方法である。他にあるか。

外松委員

ただいまの青木委員の発言には本当に同感である。あわせて、自分が両親から、家族から、友達から大切にされていることを常々言って聞かせること、また自分がされて嫌

なこと、言われて嫌なことは友達も同じであるから、そういうことはしないこと、その辺が非常に大切である。何か事が起きたら、それは事例に則して指導していくことが大切で、そういう日々の積み重ねでだんだんわかっていくことではないかと思っている。

教育長

今、青木委員から動物の飼育や植物の栽培等について発言があった。みんな命があって、手をかけなければ死んだり枯れたりするわけである。区によっては、特に動物飼育を通して、獣医さんと呼んで子供たちに話してもらっているところもある。練馬区ではほとんどの学校で動物を飼育して、命の大切さを教えていただいている。ただ、獣医師会との関係については、予算を組んでいるものの必ずしも十分ではないため、ボランティアの方に指導していただいたりしている。動物を毎日見ている専門の方が話すのとはまた別で、それはそれでよい面もあると思っている。そういうことも平成22年度に向けて考えていかなければならない。

それから総合教育センターについて、昭和55年に開設してから相談等の面で大きな変化はない。トライ等も含めて、ネット社会と言われる中でこのままでよいのだろうかということ、また違う目で見ることがある。相談件数があまり変わらないのは、今までと方法が変わらないからなのだろうか。その辺はわからないが、いずれにしても教育センターの役割は大きくなっていく。その辺も組織としては考えなければならぬと考えている。

「生きる力」とは、言葉で言うのは簡単であるがなかなか難しい。先日の群馬県渋川市の事件もそうである。お年寄りを放っておくなどともないという意見はもっともなのであるが、実際に見ていた人たちの気持ちはどうか。非難することは簡単だが、これは大変なものである。子供たちについても、いじめに至るには家庭環境とか成育環境などいろいろなことがある。それらをしっかりと受けとめながら、今、外松委員がおっしゃったようなことを息長く指導していくほかないのであろう。終わりはない。一生懸命取り組まなければならない。

外松委員

ただいま教育長から具体的なお話があった。関連してお伺いする。学校によっては、2分の1成人式ということで10歳の節目のとき、または小学校低学年の生活科の中などで、自分の誕生について振り返る学習をやっているようである。いかに自分が期待されて産まれてきたか、ご両親やご家族みんなに祝福されて誕生してきたのかということ、助産婦さんをお招きしたり、あるいは学校によってはご本人の了解をいただいて妊婦さんをお招きしたりして、命の尊さを勉強する授業を行っているということ聞く。その辺は、練馬区ではどうなのだろうか。

委員長

生活科に結びつけてご質問があった。

教育指導課長

道徳の授業で多くの学校が行っている。私が見に行った授業で例を挙げると、小学校中学年の道徳の授業において、あらかじめ特定の保護者の方をお願いしておいて、手紙で子供が産まれたときどれだけうれしかったかということを紹介する。あるいはお母さんご本人に来ていただいて、自分の病気のことなど非常に不安であったが、産まれたときにどれほどうれしかったか、子供たちの前で直接話していただく。大変効果的な、すばらしい指導であった。そういった実践をしている学校が区内には幾つもある。道徳の授業で行うことが多いと受けとめている。

委員長

よいか。小学校ではあまりやっていないかもしれないが、幼稚園などではお誕生日会などを開いて、外松委員がおっしゃったことに結びつく活動を多く実施している。

教育長

生まれたときの写真を持ってきてもらったりしている。

委員長

この課題については時間を区切って話し合うこと自体が無理なのかもしれないが、日程に限りがあるのでそろそろ整理をしたい。その前にどうしても発言したいことがあればお伺いする。よいか。

それでは、ここで一区切りとさせていただきたい。この協議案件については、昨年9月、練馬区において区立中学校の生徒が自ら命を絶つ事件が発生したことを受けて、このような痛ましい事件を繰り返してはならないという観点から、練馬区教育委員会として命を大切にする教育について考えてきた。これまでの話し合いをすべて集約してまとめるのは難しいが、会を進行する上で一区切りとするので、整理させていただく。

どうしてもまとめると抽象的になってしまうが、練馬区教育委員会の教育目標は、心身ともに健康で知性と感性に富む人間性豊かな子供を育成するということである。そのことを考えれば当然、命を大切にする教育は非常に大事であり、しっかりと進めていかなければならないことであろう。

1点目として、「生きる力」との絡みで発言が幾つも出された。「生きる力」の育成を通して、命を大切にする気持ちや態度が育つものであろう。「生きる力」の育成の中で大きな一つの柱になるものが、この命を大切にする教育であると位置づけられる。特に「生きる力」の育成には、確かな学力を育てることが大きな柱としてあるが、あわせて豊かな心や健やかな体を育てることもねらいとしてある。学力を育てるとともに、豊かな心、健やかな体ということがうたわれているわけであるから、心と体の教育を通して命の尊さを教えていくことが大事である。大きく言えば、国家の教育としてもこのことがないがしろにはできないということであろう。

2点目として、これも月並みな言い方であるが、学校と家庭と地域社会の連携・協力的なしには命を大切にする教育は成立しない。学校、家庭、地域社会の連携・協力を通して命の大切さを教育する。先ほどは生活科のことが出たが、道徳の授業などを中心にして倫理観や道徳心といったものを育てていくことが大切であるという意見が出された。

家庭については、親子の愛情や親子の絆といったことが話題に出た。子供の心の安定、感情の安定が基本になって、他人の命も自分の命も尊重するようになるのではないかと
いうことである。

それから地域社会については、携帯やメールのところで大分意見が出た。社会規範が非常に乱れている実態もある。子供はそういう中で生活しているので、情報に対する処理能力、情報に対する判断力といったものを、学校や家庭、地域社会も含めて指導して
いかなければならないのではないかと。携帯1つとっても、大変便利なものであると同時に恐ろしいものでもあるということ、その辺の情報に対する認識とか、社会的に判断する力といったものを育てる必要があるということであった。

それからもう一つ、学校・家庭・地域社会と離れて行政の分野についてである。教育指導課の学校に対する指導が中心になるが、教育相談体制など総合教育センターのあり方についても、時代の進展、子供の悩みとあわせて考えていかなければならないのではないかと
いうことが出た。この面の充実もおろそかにできないであろう。

3点目としては、実践的で具体的な指導を通して育てなければならないのではないかと
いうことである。言葉で話して聞かせることも大事であるが、実践的で具体的な指導を通して育てることが必要である。本日も話題に出たように、人との関わり、体験を通して育てることが大事である。特に経験、体験の場合には直接経験と間接経験とがあると言われている。間接経験の中で、いろいろなものを通して知識を育てると同時に、具体的には体験を通して指導することが大事である。近年の学習指導要領の解説などを見ると、体験の経験化ということが言われている。ただ体験するだけでは思い出づくりに
すぎない。そうではなくて、その体験を経験化させるということである。私も十分に理解していないが、体験を体験に終わらせないで、そこから学んだ考え、気持ちといったものを定着させて、一人の人格を持った子供がいろいろなところで判断して、主体的に生きていけるようにするという
ことであろう。そういうことも話題になった。

以上3点に整理した。教育委員会としては、この課題は終わることのない大事な課題であるので、今後、教育委員会の組織を挙げて、学校や家庭や地域の協力も得ながら堅実に進めていかなければならないことである。

本日で一応協議は終わりとさせていただくが、教育は常に続いていくわけである。今後、この件に関して何か動きがあった際には教育委員会などに報告をしていただき、また協議をしてまいりたい。特に学校教育と生涯学習の2つの組織に関わる課題でもあるので、組織を挙げて取り組んでいくことが大事であろうと考える。

それでは、協議の1番についてはここまでとさせていただきます。

協議(2) 練馬区立中学校選択制度の改善について(案)

委員長

協議の2番に進む。練馬区立中学校選択制度の改善についてである。

この協議案件は、本日、4回目の協議になる。本日、改善案をまとめたと考えている。

前回の会議で各委員から出された意見を受けて、改めて資料が提出されている。まず、

資料の説明をお願いします。

学務課長

資料の説明（説明要旨）練馬区立中学校選択制度の改善（案）について、前回から修正のあった部分を中心に補足説明。

委員長

これまでに出示された各委員のご意見などをもとにして整理したという説明であった。このようにまとめられた案について、各委員のご意見等を伺いたい。何かあるか。

青木委員

それぞれ内容についてはとてもわかりやすくなったが、生徒と児童という使い分けに関して、ほとんど生徒ということを書いてある。中学校に入学する前の児童と、中学校に上がってからの生徒とで分けたほうがよいのではないか。どのような考え方になっているのか。

学務課長

ご指摘のとおり、小学校では児童、中学校では生徒というのが一般的な使い方であるが、1つの文章の中で使い分けることでかえってわかりづらくなる可能性があった。そのため、あえて今回はすべて生徒という言葉で統一させていただいている。

委員長

逆にわかりにくくなる心配があるということである。よいか。

佐藤委員

3ページの上のウ「大学との連携」という項目がある。例えば区内の高校に在学している高校生の活用も考えていってもよいのではないか。その点はいかがか。区内にある高校との連携を密にするといったことは必要ではないだろうか。

学務課長

実際、大学生の場合は比較的時間をとれるということもあって、大学との連携ということを書かせていただいている。高校については、検討委員会あるいは小学校の検討会議等に出てこなかったということがある。今後の検討課題とさせていただければと考える。

佐藤委員

わかった。

委員長

他にどうか。

教育長

4ページの4「通学の安全の確保」の(2)の「各中学校は、遠方からの生徒」とある。これは「遠方から通学する生徒」である。

学務課長

そのとおりである。修正させていただく。

委員長

他にどうか。きょうでまとめたいと考えているので、よりよいものにするためにお考えをいただければありがたい。

外松委員

2ページの上の「指定校変更制度の明確化と周知」についてである。文章の最後に「学校選択希望票・入学通知書送付時にも案内文を同封し、周知を徹底する」となっている。これまではそういうことはしていなかったということで、今回このようにすることで、さらに指定校変更制度の周知が図られると解釈してよいのか。

委員長

確認である。いかがか。

学務課長

おっしゃるとおり、これまでは学校選択希望票や入学通知書といったものには同封していない。さらに周知徹底するために、そこにもご案内を入れるということである。

委員長

他にどうか。

青木委員

この改善案は検証報告書とは別に出るのか。

委員長

この改善案の位置づけはどうなるのかという質問である。

学務課長

検証委員会からこれまでの成果・課題等を検証した結果報告が集まった。その中に改善案という提言があった。それを受けて、教育委員会として今後この選択制度をどうしていくかということである。今回この改善案についてご協議いただき、それに基づきながら改善を具体化していく形である。

委員長

位置づけとしては、教育委員会としてまとめたものになるということでよいか。

教育長

そうである。教育委員会が決定する事項である。あくまでも検証してほしいということで検証委員会をつくったもので、上がってきた提言に対してそのとおりになる部分と直さなければならない部分がある。必要な部分を直したものがこの改善案である。

青木委員

区の中でどのような形で発行されるのか。

学務課長

この改善案に基づいて新たな冊子や計画をつくるということではない。例えば各学校には、この改善案そのものを送らせていただいて、具体化する都度、周知を図っていくということで考えている。また、教育だより等を通じて、改善の内容、概要について保護者や生徒には通知したいと考えている。

委員長

よいか。検証した結果を受けて、教育委員会としてまとめるものである。これに基づいて今後対応していくということである。他にあるか。まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、練馬区立中学校選択制度の改善については、今回の協議で提出されたこの改善策を基本にすることをご理解いただきたい。そして各委員から出された意見を踏まえて、課題の解消に向けて取り組んでいくことになる。

事務局においては、平成22年度新入学生の選択制度の実施に向けてこの案を具体化し、制度の改善を図っていくように願います。

では、協議案件については終わる。

(1) 教育長報告

委員長

教育長報告をお願いします。

教育長

平成21年度予算特別委員会における質問項目について、職の分化による学校組織の再編について、その他後援名義等使用承認事業についてご報告する。資料は事前にお配

りしているので、それぞれについてご質問があれば出してほしい。

委員長

では、報告の1番についてご意見等はあるか。

佐藤委員

裏面の「食育と教育目標について」とある。これはどのような内容の質問であるか。

保健給食課長

ご案内のとおり私どもとして食育を推進している中で、先日ご決定いただいた教育委員会教育目標の中に食に関する記述がない。それを受けて、ご質問の趣旨としては、食育という項目あるいは文言を入れてはどうかというご提案をいただいたものである。教育長から、次回の教育目標の制定の際に検討を加えたいというお話を申し上げた。そういう内容である。

佐藤委員

わかった。

委員長

他にあるか。

外松委員

表面の「学校ホームページについて」とある。具体的にどのような質問だったのか。

庶務課長

小・中学校でホームページの更新が遅れているところについて、業者と契約をして更新の方法等を指導するという事で、平成20年度予算において単年度の予算を組んだものである。それを今後どうしていくのかというご質問であった。今年度の実施結果を踏まえた上で、平成22年度予算に向けて検討していきたいということでお答えしているところである。

教育長

学校のホームページは、校長や担当する教職員が更新している。こういうことに長けている人がいる場合は更新されていくのだが、校長が代わってもそのまま前の校長が載っている学校もある。私も1年に数回、全校チェックする。これは校長会で話してもなかなか思うように進まない。ほとんど更新しないところもあれば、頻繁に更新している学校もある。苦手であっても同じように更新しなければならない。少なくとも年度が変わって新しい校長になっても、ホームページでは前の校長のままになっているようでは仕方がない。これはしっかり提案として聞いておく。

外松委員

私自身はあまり詳しくないが、国立情報学研究所の新井紀子教授が開発したネットコムズというサイトで、学校用のホームページ作成が無料でできるということを知った。児童や保護者も参加することができるタイプのホームページであるということである。児童・生徒がホームページに参加することで文章表現に気をつけるようになったり、学校の中のいろいろなことに注意を向けて授業したり、生活したりするようになったという。そういう効果も出ているということが書いてあった。一応参考までにご紹介した。

委員長

参考になる情報提供である。

表面の「小中一貫教育について」と「学校選択制について」、参考のために内容を聞かせていただけるか。

新しい学校づくり担当課長

小中一貫教育については、対象校が決まって、保護者や地域が教育委員会からの説明をどのように受け止めたかというご質問である。教育委員会でご報告したように、非常に大きな期待がある。同時に小中一貫教育校についてさまざまなご質問等も多くいただいて、それを受けて今後も経営に努めていくということでお答えした。

学務課長

学校選択制についてである。この制度は平成17年度から実施しているが、端的に制度を導入してよかったと思うかというご質問から入った。教育長から、よかったという答弁をいただいたところである。それにあわせて、特色・魅力づくりはそれによって進んでいるのかという質問があった。各学校で取り組みを進めているが、それが明確になっていないことは、先ほどの協議の中でお話をしたとおりである。あとは各学校の生徒数の確保等ということで、今回の改善策として出させていただいた内容でお答えした。

委員長

わかった。それでは報告の1番はよいか。

続いて報告の2番についてである。特に説明は求めないので、質問があればお願いします。

青木委員

職の分化による組織の再編ということである。統括校長というのは、保護者等にはどの学校の校長先生が統括校長であるかわかるような仕組みになっているのか。

教育指導課長

統括校長と校長は同格であって、給料票も同じである。違いは、大規模で管理が困難、特定の区の施策を実施する役割といったことがある。統括校長に任命された場合は、管理職手当が若干高くなるということだけが違いである。統括校長が校長に対して指

示・命令をするという関係ではない。したがって、私どもがここは校長、ここは統括校長ということを区民の方にアナウンスすることはない。

委員長

他にあるか。

教育長

基本的には非公開ではないので、誰が統括校長かわかってしまうことにはなる。そのときに保護者としてみれば素朴な気持ちで、なぜ自分の学校はならないのかという疑問を持つかもしれない。東京都がつくった制度であるが、なかなか悩ましいところである。手当が変わるので、給料が変わってくるわけである。都教委が決めてきたものであるからやむを得ない。

これは校長が2人いるのではなく、A小学校の校長が統括校長になるか、B小学校の校長が統括校長になるかという意味である。

委員長

よいか。では報告の2番は終わる。

その他の報告はあるか。

庶務課長

資料14については記載のとおりである。

委員長

その他に報告はあるか。

佐藤委員

質問である。中村南スポーツ交流センターについて、希望者が非常に多くてなかなか利用できないのではないかという話を聞く。利用率はどうなっているのか。

スポーツ振興課長

トレーニングルームについては、初回利用のときに登録をしていただいている。器具の説明をさせていただいて、登録して利用していただける制度になっている。その受付について、ミスがあって待ち時間が長くなってしまったという状況があった。現在は改善されている。

委員長

よいか。それでは報告は終わる。

議題 練馬区教育委員会委員長および委員長職務代理者の選出について

委員長

では、議題の1番を除いてすべての案件が終了したので、これから「練馬区教育委員会委員長および委員長職務代理者の選出」についてお諮りをしたい。

この件について、事務局から説明があればお願いします。

庶務課長

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条の規定によって、委員長および委員長職務代理者の任期は1年と定められており、再選されることができることになっている。

当区の場合、現委員長と委員長職務代理者は、昨年3月26日の教育委員会臨時会で再任が決定され、その任期は本年3月29日までとなっている。

そこで、本日、新たな委員長と委員長職務代理者の選出をお願いしたところである。

なお、任期の起算日は、通常は委員長を選出した日となるが、従前から前任者の任期満了の翌日からとなっている。

また選出方法については、練馬区教育委員会会議規則第6条および第9条の規定により、委員長および委員長職務代理者は、全委員の合意により選出することと定められている。

説明は以上である。

委員長

ただいま説明があったように、新しい委員長および委員長職務代理者の任期は、平成21年3月30日から平成22年3月29日までの1年間となる。

それでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条の規定によって、教育長を除く委員の中から選出したい。

選出の方法については、現委員長から候補者を推薦したいと考えている。いかがか。

委員一同

よい。

委員長

では、ご了解を得たので、私から推薦させていただく。

新しい委員長には佐藤三千雄委員を、新しい委員長職務代理者には外松和子委員を推薦する。

いかがか。

委員一同

(拍手)

委員長

それでは、新委員長には佐藤三千雄委員、新委員長職務代理者には外松和子委員と決

定させていただきます。

それではここで、選任された委員長と委員長職務代理者の就任のごあいさつをお願いしたい。

では初めに、委員長に選任された佐藤委員のごあいさつをお願いします。

佐藤新委員長

ただいま加藤委員長のご指名により、当委員会において委員長の大役を仰せつかった。微力ではあるが、事務局の皆様方のご協力を得ながら精一杯頑張ってまいりたいと思っているので、よろしくをお願いします。また加藤委員長におかれては、適正配置や小中一貫教育等において大変ご苦労願ったということ、これをうまく実行に移せる段階にまで来たということについては、大変感謝を申し上げたい。これから、何かあれば側面からご協力、ご指導賜りたいと思っている。

また教育長におかれても、今後もいろいろとアドバイスをいただきたい。よりよい教育行政を行ってまいりたい、子供たちの教育のために精一杯頑張ってまいりたいと思っているので、今後ともよろしくをお願いします。

委員長

それでは引き続き、委員長職務代理者に選任された外松委員からごあいさつをお願いします。

外松新委員長職務代理者

ただいま推薦いただいた委員長職務代理者の外松和子である。本当に経験も浅く未熟者であるが、この職務をしっかりと全うしてまいりたいと思っている。皆様よろしくをお願いします。

委員長

それでは私からもごあいさつさせていただきます。

平成18年度、19年度、20年度と3年間にわたって皆様にお世話になった。教育はどうしても理想や目的を掲げて行う営みであり、大きなことを言うようであるが、練馬区の幼稚園、小学校、中学校に学ぶ子供たちがしっかり学びを成立させて学力を身につけ、あわせて豊かな心、健やかな体を持った子供に育つようにということで、皆さんのお力をお借りしながら仕事を進めてきた。

また、「学びのまちねりま」という言葉があって、多くの区民の方が生涯学習を通して生きがいのある自分の人生を送れるようにという願いで、その面の仕事も皆さんの力をお借りしながら進めてきた。

いろいろと仕事をさせていただいた中で、自分の力には限界があって微々たるものであったが、幸いに委員の方々のご協力、ご支援によって、透明性の高い練馬の教育行政を進めていくことができた。また、各学校をはじめとする現場の教育について、菌部教育長をはじめ教育委員会の幹部の方々のご指導やご活躍、それを支える多くの職員の方々によって、地味ではあるが、堅実に仕事を進められたことは大変ありがたいことで

あり、うれしいことであると受けとめている。

このたび佐藤委員長、そして外松委員長職務代理者が選任されて、ぜひお二人を中心に、さらに練馬の教育行政を充実・発展させていただければと願っている。私も微力ながら応援させていただきたい。大変長い間お世話になったことを感謝する。

それでは、以上で第6回教育委員会定例会を終了する。